

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、1月15日以降、県独自の「厳重警戒」により、県民・事業者の皆様には基本的な感染防止対策の徹底をお願いし、感染拡大の防止に努めてまいりました。

しかし、オミクロン株の感染力の強さから、全国的に新規陽性者数の急激な増加が続いており、本県におきましても、1月19日には、2,881人と過去最多を更新し、脅威的な感染急拡大となり、大変厳しい状況であります。今後、さらに感染拡大が進めば、医療提供体制がひっ迫し、社会・経済活動の維持が困難になることが懸念されます。

このような状況の中、本県を始めとする東海3県が足並みを揃え、国に対し、「まん延防止等重点措置」の適用について要請を行い、本日決定されました。

このため、県民・事業者の皆様には、県をまたぐ不要不急の移動自粛、また、名古屋市を始め52市町村の措置区域につきましては、飲食店等に対する営業時間の短縮など、更なる感染防止対策の徹底をお願いします。

本県におきましても、ワクチンの3回目接種については、独自の取組により、対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すなど、接種の加速化を図ってまいりますので、皆様には積極的な接種の検討をお願いします。

この第6波の感染拡大の抑制に向け、今後も感染状況に応じ、必要な対策を速やかに講じてまいりますので、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 実施期間 1月21日（金）から2月13日（日）までの24日間
- 3 要請事項 別紙『愛知県まん延防止等重点措置』にご協力をお願いします。

2022年1月19日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第6波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年1月21日(金)～2月13日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請、県をまたぐ不要不急の移動自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 特に、別に定める区域を重点措置を講じるべき区域(以下「措置区域」という。)とし、措置区域については、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施します(「別図1」の市町村)。

I. 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用の自粛をお願いします。
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- オミクロン株による感染が増加していることを踏まえ、県をまたぐ不要不急の移動、特に、まん延防止等重点措置区域が適用されている都県への移動は、極力控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。

- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人まで(介助や介護を要する場合は除く)、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図2「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する営業時間短縮等の要請

- 措置区域内の食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店(「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。)に対し、次のとおり要請します。なお、デリバリー、テークアウトによる営業は要請の対象外とします。

<措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)>

- ・要請期間 1月21日(金)から2月13日(日)までの24日間
- ・対象店舗 飲食店等
- ・営業時間 あいスタ認証店は、期間を通して、以下の①、②のどちらかを選択(当初の選択は変更できません)
 - ①5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

②5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)
その他の店は、5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 事業を行う場所の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 (すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人まで(介助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

<措置区域以外(法第24条第9項に基づく協力要請)>

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。

・感染防止対策 措置区域と同じ

⑥ 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

- 「別表2」の施設欄に定める施設に対し、「別表2」の内容欄のとおり要請を行います。

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど、別表3の対策をお願いします。

○全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。

○高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

○事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示

し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑧ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑨ テレワークの推進等

○事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。

○事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制するようお願いします。

○時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑩ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。

○特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。

○従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

⑪ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画（BCP）を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑫ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

○事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

○あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策

の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

○イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑬ 行事等での対策

○多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑭ 学校等での対応

○感染の急拡大を抑制するため、学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○地域の感染状況や学校の実情に応じて、時差登校、分散登校の検討をお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○部活動については、対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛してください。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

○修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。

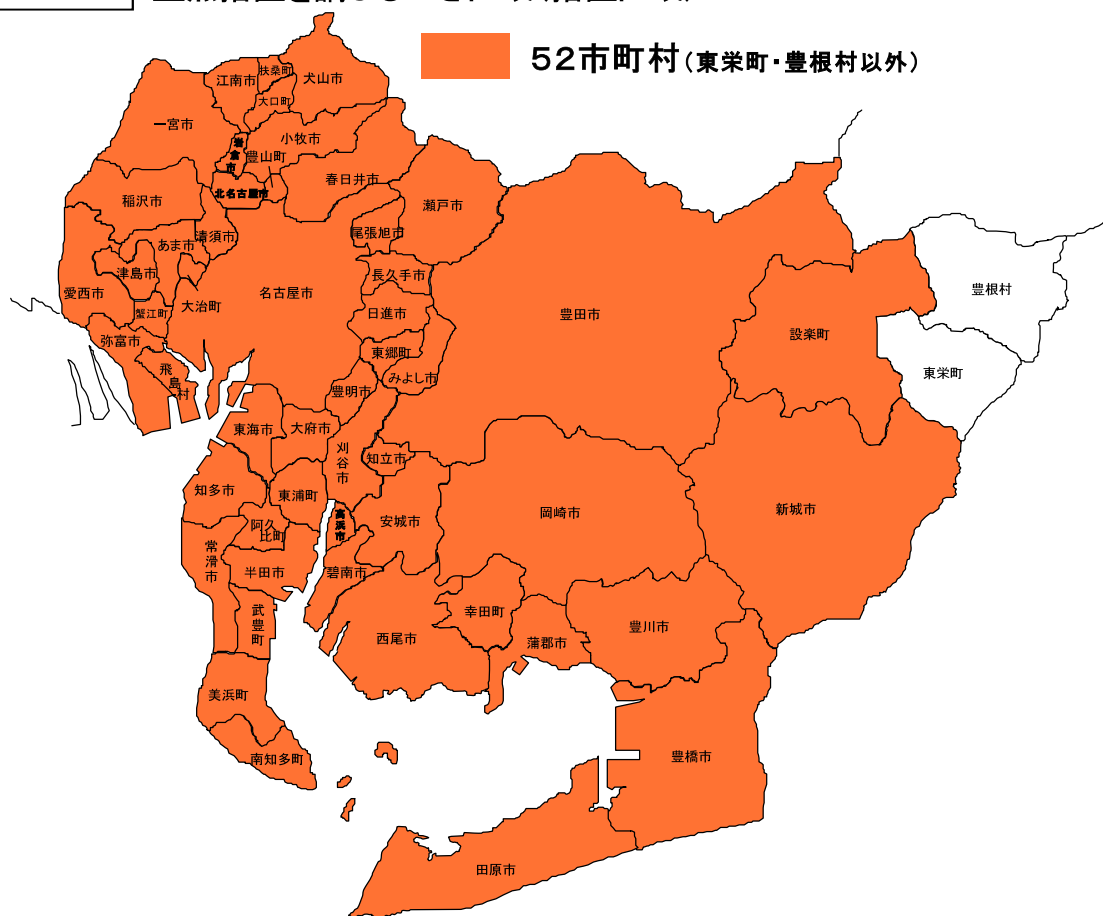
IV. 県の取組

○災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、3回目接種を加速します。
- また、6か所の大規模集団接種会場を開設し、3回目接種の加速化を図ります。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表5」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- ⑤の営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。
- 愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。また、措置区域内で営業時間短縮要請等に応じない飲食店等に対しては、法第31条の6第3項に基づく命令等、必要な措置を行います。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1

重点措置を講じるべき区域(措置区域)



別図2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数層などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典) 新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1 営業時間短縮等を要請する施設

＜措置区域(法第31条の6第1項に基づく要請)＞

施設の種類	施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないものを含む。)、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。))	【あいスタ認証店】 期間を通して、以下の①、②の <u>どちらかを選択</u> ① 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと) ② 5時から21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)
遊興施設等 (※)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	【その他の店】 5時から20時まで(酒類の提供を行わないこと)

(※) 遊興施設のうち、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染予防対策が徹底されていることを前提に、要請の対象外

別表2 飲食店等以外に対する感染防止対策の要請

	施設	内容
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る ＜措置区域＞ （法第31条の6第1項に基づく要請） ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導（※） ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ※入場整理等の実施状況については、ホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。 ＜措置区域以外＞ （法第24条第9項に基づく協力要請） ・協力要請内容は措置区域と同じ
第5号	集会場、公会堂、葬祭場 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	
第10号	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 など	
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	

※ 左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

別表3

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表4 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	20,000人(注3)	なし
その他のイベント(注4)	大声なし: 100% 大声あり: 50%	5,000人	

(注1) 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2) 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3) ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数上限の緩和は行わない。

(注4) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる *大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、⑧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 *適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底 *室温が下らない範囲での常時窓開けも可。 *屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 *必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間での適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	□チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮 要請・カラオケ設備利用自粛要請)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請・ カラオケ設備利用自粛要請)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業 時間短縮要請)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮 要請)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッ ケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
三河窯業試験場	0566-41-0410		
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091	各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		中小・小規模企業対策全体
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会			中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

夜間・休日の受診相談窓口

夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
-----------	--------------	-------------------------------------	--

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護師による一般相談窓口（健康相談）

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 （土・日・祝日を含む毎日）	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考（取扱内容等）
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(託児所等)

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)」から抜粋